

# 成績評価について

## 学則細則

### 第 10 条 履修成績評価

各科目の履修成績評価は、修得試験の結果および平常点を勘案のうえ行い、その基準は別に定める。

## 履修成績評価基準

### ①各科目の評価判定基準

評価点が 80 点以上……「優」

70 点以上……「良」

70 点未満……「可」

年度末時点未修得科目……「不可」

### ②各科目の評価点内訳

- 高度自動車科 1・2 年次、エキスパートエンジニア科 1・2 年次、自動車整備・車体整備科 1・2 年次  
自動車整備科、国際自動車整備科

評価点（100 点満点） = 試験点（100 点満点）×0.83 + 平常点（20 点満点）×0.85

- 高度自動車科 3・4 年次、エキスパートエンジニア科 3・4 年次、自動車整備・車体整備科 3 年次  
ショールームスタッフ科

科目毎に評価点（100 点満点）の内訳を設定（シラバス参照）

### ③総合点

半期ごと（前期・後期）に実施の各科目の評価点の合計を総合点とする

### ④総合点順位

総合点を点数の高い順に並べたものを総合点順位とする